

厚岸町議会 第2回臨時会 会議録

令和4年5月13日  
午前10時00分開議

- 議長（堀議長） ただいまから、令和4年厚岸町議会第2回臨時会を開会いたします。  
直ちに、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。
- 議長（堀議長） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。  
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会 会議規則第118条の規定により、4番 音喜多議員、5番 南谷議員を指名いたします。
- 議長（堀議長） 日程第2「議会運営委員会報告」を行います。  
委員長の報告を求めます。  
6番、佐藤委員長。
- 佐藤議員 議会運営委員会報告を申し上げます。本日、午前9時から第6回議会運営委員会を開催し、第2回臨時会の議事運営について協議を致しましたので、その内容についてご報告申し上げます。  
議会からの提出案件は会期の決定で、本会議で審議することに決定いたしました。  
次に、町長提出の議案等であります。行政報告のほか、報告第2号から報告第5号まで専決処分事項の報告について及び議案第31号から議案第34号の各議案については、いずれも本会議で審議することに決定を致しました。  
本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定をいたしました。以上議会運営委員会報告といたします。
- 議長（堀議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。
- 議長（堀議員） 日程第3 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたとおり、本日1日間としたいと思いますがこれにご異議ありませんか。  
  
（「異議なし」の声）
- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日5月13日の1日間とすることに決定しました。
- 議長（堀議員） 日程第4 副町長から行政報告を求められておりますのでこれを許したいと思っております。副町長。

- 副町長（石塚副町長） おはようございます。令和4年第2回臨時町議会にあたりまして、町長が本臨時町議会に出席できませんことについて、ご報告を申し上げます。

若狭町長は、今月10日から釧路市内の病院に入院中であり、医師の診断によりますと貧血とのことで、検査と治療を行うとのことでございます。

町長といたしましては入院にあたり、この13日の臨時町議会が開催されることを医師に申し出、出席するつもりでございましたが、医師の許可が下りなかったことから町長として大事な臨時町議会に出席出来ないことを大変申し訳なく、議員の皆様はその旨お伝えして欲しいとの連絡がございました。

予定される入院期間は現在検査中のため未定であります。このような状況にありますため町長は本臨時町議会に出席できませんことをご報告申し上げ、ご了承賜りたいと存じます。以上行政報告とさせていただきます。

- 議長（堀議員） これより、行政報告に対する質疑を行います。なお、行政報告に対する質疑は、厚岸町議会会議運用内規22にありますとおり、内容の疑義を質す程度にとどめていただきます。ございますか。

（「なし」の声）

- 議長（堀議員） なければ以上で行政報告を終わります。

- 議長（堀議員） 日程第5、報告第2号専決処分事項の報告についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。税務課長。

- 税務課長（鈴木課長） ただいま上程いただきました、報告第2号、専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。議案書1ページをお開きください。

今般、国は、現下の経済情勢等を踏まえ、商業地等に係る令和4年度分の固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、個人住民税の住宅借入金特別税額控除の延長等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うなどとし、「地方税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法施行令等の一部を改正する政令」等を、令和4年3月31日に公布し、原則として、同年4月1日から施行するとしました。

この法律等が施行されることに伴い、令和4年度の町税の課税事務の執行上、町税条例を直ちに改正し、4月1日から施行する必要がある、特に緊急を要し、議会を招集する時間的な余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年3月31日に、町税条例の一部を改正する条例を専決処分により制定いたしましたので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

議案書2ページ 総総専第1号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。町税条例の一部を改正する条例であります。

改正内容につきましては、別紙、お手元に配付の報告第2号、説明資料、新旧対照表でご説明いたしますが、この度の主な改正は、固定資産税における土地に係る固定資産

税の負担調整措置、固定資産課税台帳の閲覧等におけるDV被害者等の支援措置の明確化、地方税法の改正に伴う引用項番号の変更による規定の整備などであります。

それでは、新旧対照表をご覧ください。1ページ第33条の7は、地方税法の改正において、外国税額控除について、所要の措置を講じたことにより、項の追加による項番号の繰り下げに伴い、地方税法引用項番号の変更を行うものであります。

第59条の2及び第59条の3は、地方税法の改正に伴い、住民基本台帳事務に係るDV被害者等に対する支援措置等の申出がなされている場合において、当該措置が講じられた固定資産税台帳の写しの閲覧、又は証明書に当該措置を講じたものの交付であっても、その閲覧、交付の手数料が変わらないことを明確化するものであります。

2ページ、附則第10条の2は、地方税法の改正において、固定資産税等の課税標準の特例における項の削除による項番号の繰り上げに伴い、地方税法引用項番号の変更を行うものであります。なお、規定の内容に変更が生ずるものではありません。

3ページ、附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告で、省エネ改修が行われた改修工事、具体的には、外壁、窓等を通して熱の損失の防止に質する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、工事費等の要件が拡充されたこと、及び期間が2年間延長されたことに伴う改正であります。

4ページ、附則第12条は、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例の規定で、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、現行が評価額の5%のところ、2.5%とする規定の整備であります。

議案書にお戻りいただき、3ページをお開き願います。附則であります。第1条は、施行期日で、この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

第2条は、固定資産税に関する経過措置で、第1項は、別段の定めがあるものを除き、改正後の町税条例の固定資産税に関する部分は、令和4年度以降の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までは、なお従前の例によること。第2項は、固定資産税の課税標準の特例について、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による、とするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、報告第2号の提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。5番、南谷議員。

●南谷議員 59条の2でございます。固定資産課税台帳の閲覧の手数料。これについての今回の改正なんですけども、文言が挿入された。戴いた資料にですね、括弧書きで同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。改正の趣旨なんですけども、DV等に対する支援措置の旨が規定され、支援措置が講じられた固定資産台帳の閲覧、証

明書の交付であってもその閲覧、交付の手数料が変わらないことを明確化する。と記載されておるんですけれども、この中でですね、DV等に対する支援措置の旨って明示されてんです。これはどういう意味なのかなと説明をしていただきたいと思います。

●議長（堀議員） 税務課長。

●税務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。住民基本台帳におきますDV被害者等の支援措置の申し出というものがあまして、このDV被害者等といいますのは、配偶者による暴力、さらにはストーカー行為、さらには児童虐待、それらに準ずる行為でございますけれども、そういう申し出があった場合ですね、固定資産税台帳に記載されている住所っていうものが、証明書若しくは課税台帳を閲覧することによりまして、外部の方、あの証明書には一定の方しか見ることはできませんけれども、例えば配偶者の方に漏れてしまうことがありますので、そういう申し出をされてる場合にはその住所をですね、空白にして閲覧してもらい、若しくは空白にして証明書を出す。そういう措置をとるということでございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 町としてはあまりこういう事例はないと思うんですけれども、窓口のほうもこういうことに対してきちんと処理をしていかなければならないと思うんですけれども、内部ではどのような検討をされてますか。

●議長（堀議員） 税務課長

●税務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。こちらですね、もうすでにこういう措置はとっております、こういう申し出をされた方もそういう証明書等を交付する場合ですね、システムの方にそういう情報が入ってきます。これまでもそういう手続きと措置はしてはいるんですけれども、今回改めてですね、条例上にそういう明記がなかったものですから、この度地方税法等の改正において条例に明記をしたことで、これまでもですねそういう措置はしております。

●議長（堀議員） 他にございますか。

（「なし」の声）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

●議長（堀議員） 日程第6、報告第3号、専決処分事項の報告についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。税務課長。

●税務課長（鈴木課長） ただいま上程いただきました、報告第3号、専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。議案書5ページをお開きください。

この度の専決処分事項の報告につきましては、先の報告第2号と同様に、地方税法等の一部を改正する法律が、令和4年3月31日に公布され、原則として、同年4月1日から施行されることに伴い、令和4年度の都市計画税の課税事務の執行上、厚岸町都市計画税条例を直ちに改正し、4月1日から施行する必要がある、特に緊急を要し、議会を招集する時間的な余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年3月31日に、厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分により制定いたしましたので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

議案書6ページ。総総専第2号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例であります。

改正内容につきましては、別紙、お手元に配付の報告第3号説明資料新旧対照表でご説明いたしますが、この度の主な改正は、土地に係る都市計画税の負担調整措置のほか、地方税法の改正に伴う引用項番号の変更による規定の整備、併せて字句の整理を行ったものであります。それでは、新旧対照表をご覧ください。

1ページ、附則、第2項及び第4項は、地方税法の改正における項の削除による、項番号の繰り上げに伴う、地方税法引用項番号の変更であります。なお、規定の内容に、変更が生ずるものではありません。

附則第5項は、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例の規定で、固定資産税の特例と同様に、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、現行が評価額の5%のところ、2.5%にする規定の整備であります。

附則第13項は、読み替えて準用する規定で、附則第5項において、商業地等に係る特例措置の規定を整備したことにより、引用する項の追加並びに字句の整理であります。

2ページ、附則第14項は、地方税法の改正において、固定資産税等の課税標準の特例における項の削除による項番号の繰り上げに伴い、地方税法引用項番号の変更であります。なお、規定の内容に、変更が生ずるものではありません。

議案書にお戻りいただき、7ページをお開き願います。附則であります。第1項は、施行期日で、この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置についての規定で、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、従前の例によるものとなります。

以上、簡単な説明でございますが、報告第3号の提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

（「なし」の声）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

●議長（堀議員） 日程第7、報告第4号、専決処分事項の報告についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町民課長。

●町民課長（堀部課長） ただいま上程いただきました報告第4号、専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。この度の条例改正は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布、国民健康保険税に関する改正部分が4月1日から施行され、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が見直されたことに伴い、厚岸町国民健康保険においても、中間所得層の負担の上昇を抑制し、被保険者間の負担の公平を図るため、同様の見直しをしたものと、令和4年3月14日付けで厚生労働省及び総務省から、令和4年度における新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免等の取り扱いが示され、これまでと同様の基準で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限がある、令和3年度分及び令和4年度分の保険税の減免を行った場合、その費用に対し財政支援を行うとされたことから、引き続き当該減免を実施するため、減免の期間を延長することとしたほか、規定中の字句を整理したものであります。

令和4年度の国民健康保険税課税事務の執行上、厚岸町国民健康保険税条例を直ちに改正し、国民健康保険税の賦課期日及び当該減免の開始日となる4月1日から施行する必要が生じ、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日、専決処分をもって「厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を制定いたしましたので、同法同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案書9ページであります。総総専第3号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

それでは、別にお配りしている報告第4号説明資料「厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表」をご覧ください。改正内容の説明については、この新旧対照表により行わせていただきますが、併せて報告第4号参考資料①改正内容の概要、

報告第4号参考資料②関係法令の抜粋及び用語の説明、報告第4号③申請期限に係る例規の抜粋を配付しておりますので参考としてください。新旧対照表の1ページをご覧ください。

国民健康保険税の課税額のうち、基礎課税額の算定方法について規定している第2条第2項中の改正は、ただし書で規定している基礎課税額の課税限度額を63万円から65万円に改めたものであります。

この改正により影響を受けるのは、令和3年度の課税データで試算した場合、現在の限度額超過世帯となる103世帯、調定額で約205万円の増額となります。同じく、国民健康保険税の課税額のうち、後期高齢者支援金等課税額の算定方法について規定している同条第3項中の改正は、ただし書で規定している後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を19万円から20万円に改めたものであります。この改正により影響を受けるのは、令和3年度の課税データで試算した場合、現在の限度額超過世帯となる102世帯、調定額で約98万円の増額となり、先ほど説明させていただいた基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額を合わせますと、影響を受けるのは103世帯、調定額で約303万円の増額が見込まれるところであります。

2ページをご覧ください。第21条は、国民健康保険税の減額についての規定で、各号列記以外の部分については、減額後の国民健康保険税の額について規定していますが、第2条の改正と同様に、減額後の基礎課税額の課税限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を19万円から20万円に改めたものであります。

3ページをご覧ください。附則第2項の改正は、規定中の字句を整理するもので、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険税の減免について規定している附則第15項の改正は、減免の対象とする期間を延長するもので、改正前は、令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が定められている保険税、としておりましたが、改正後は、令和5年3月31日までの間に納期限が定められている保険税に改めたものであります。なお、この減免に係る申請期限は、報告第4号参考資料②にありますように、令和5年3月31日までとなります。また、今回の保険税の減免に対する国の財政支援については、保険税総額に対して、減免を行った総額の占める割合で3段階に区分されており、減免総額が保険税総額の3パーセント以上である場合は10分の10が、1.5パーセントから3パーセント未満の場合は10分の6が、1.5パーセント未満の場合は10分の4が、特別調整交付金により財政支援されることとなっております。

議案書9ページにお戻りください。附則であります。第1項は施行期日で、この条例は令和4年4月1日から施行するものであります。

第2項は適用区分で、改正後の厚岸町国民健康保険税条例第2条及び第21条の規定は、令和4年度以後の年度分の保険税について適用し、令和3年度分までの保険税については、なお、従前の例によるとするものであります。

以上、簡単な説明ではございますが、報告第4号の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

(「なし」の声)

- 議長（堀議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

- 議長（堀議員） 日程第8、報告第5号、専決処分事項の報告についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

- 保健福祉課長（亀井課長） ただいま上程いただきました報告第5号、専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。専決処分により制定した条例は、厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例であります。

令和4年3月14日付けで厚生労働省から新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の令和4年度における減免措置に対する今後の財政支援の取扱いが示され、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限がある令和3年度分及び令和4年度分の保険料の減免を行った場合、減免に要する費用に対し、特別調整交付金の財政支援を行う旨の通知があったところであり、これを受けて、厚岸町が行う介護保険については、引き続き令和4年度においても当該減免を行うこととし、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日、専決処分をもって厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例を制定したので、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

続いて、条例の改正内容についてご説明いたします。議案書11ページをご覧ください。総総専第4号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例であります。

説明については、報告第5号説明資料新旧対照表により説明させていただきますが、あわせて、報告第5号参考資料、申請期限に係る例規の抜粋を配付しておりますので参考としてください。それでは新旧対照表をご覧ください。

附則第10条第1項は、保険料の減免対象について規定しておりますが、今回は、対象とする期間を延長する改正で、改正前は、令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が定められている保険料、としておりましたが、改正後は、令和5年3月31日までの間に納期限が定められている保険料に改めたものであります。なお、この減免に係る申請期限は、報告第5号参考資料にありますように、令和5年3月31日までとしております。

この減免に対する国の財政支援については、保険料総額に対して、減免を行った総額の占める割合で3段階に区分されており、減免総額が保険料総額の3%以上の場合は10分

の10が、1.5%から3%未満の場合は10分の6が、1.5%未満の場合は10分の4が、特別調整交付金により財政支援されることとなっております。

報告書11ページにお戻り願います。附則であります。この条例は、令和4年4月1日から施行しております。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。5番、南谷議員。

●南谷議員 ええとですね、コロナ減免ということなんですけれども、厚岸町の令和3年度の実績って言うんですか。まだ閉まってないかもしれないんですけども、実績はどのような数字になって、今回改正を追加になるんですけれども、令和4年度の見通しってというのはどうなのかについて説明をしてください。

●議長（堀議員） 税務課長。

●税務課長（鈴木課長） 私のほうからお答えさせていただきます。令和3年度の実績でありますけれども、令和3年度は4件の方が申請しておりますして、減免額は約30万8,000円程でございました。このですね、減免の基準というものはですね、前年度の収入と比較して10分の3以下の収入になった場合ということでありまして、令和2年度におきましてはかなりの方が申請してたんですけどもやはりですね、その段階で収入額が下がっている方が多くて、令和3年度に新たになって方は少なくなったものと考えております。

このことからですね、令和4年度に対しましてもそれほど多くの方がですね、あの基準に該当する方はいないのではないかと考えてございますが、周知については広報、さらには防災広報とかホームページ、さらには納付書の同封物で周知徹底してまいりたいと考えてございますのでご理解願います。

●議長（堀議員） 他にございますか。

（「なし」の声）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。お諮りします。討論を省略し、本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

●議長（堀議員） 日程第9、議案第31号、財産の取得についてを議題といたします。職

員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。建設課長。

- 建設課長（渡部課長） ただいま上程いただきました 議案第31号、財産の取得について、提案内容をご説明申し上げます。

現在、町が所有する除雪用車両は、冬期には除雪用プラウを装備し、除雪作業を行い、冬期以外は舗装補修用合材及び碎石の運搬作業などの道路維持作業を行うための車両として6台を所有しております。

この度、取得しようとする除雪トラックは、その内の1台が、平成2年度の購入で、31年が経過し老朽化が著しく、年々修繕箇所が増えている状況であることから、安全な道路維持作業を行うため車両の更新を行おうとするものであります。その財産の取得に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書12ページをお開き願います。内容について、ご説明申し上げます。1. 財産の種類は、物品。2. 名称及び数量は、除雪トラック1台。3. 契約の方法は、地方自治法施行令第167条第1号による指名競争入札であります。4. 取得価格は、金4,994万円也。5. 契約の相手方は、帯広市西21条北1丁目3番12号、UDトラックス道東株式会社であります。

議案書13ページをご覧願います。参考としまして、概要、納入期日、次ページにわたり型式図を添付しておりますので、ご参照願います。

また、別途お手元に、参考資料といたしまして、4月28日に執行いたしました指名競争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議のうえご承認賜われますよう、お願い申し上げます。

- 議長（堀議員） これより質疑を行います。4番、音喜多議員。

- 音喜多議員 大したことじゃあないんだが、納入期限が来年の春になっちゃうんですね。除雪ですので、この冬、今年迎える冬に間に合わせることはできないものなのか。あるいはもっと発注できなければ発注日を早めるとか。まあどうせ買うならば、この冬に間に合わせる方法をちょっと考えられないか。そのへんは検討したのかどうかお尋ねします。

- 議長（堀議員） 建設課長。

- 建設課長（渡部課長） 納期限の関係ではありますが、どうしてもあの受注生産になることから、今年度末ぐらいいま納期がかかるということで契約の作業は進めていたわけですが、除雪に関して言うと、現在使っている車両も決して走れないわけではございませんので、あくまでも壊れる前に更新を行うという考えのもとに計画的に更新させていただいてるということで、除雪に関しては支障なく行えるものというふうに考えております。

その上で、昨年度も1台購入させて頂いてますが、昨年度も3月末の納期で契約させて頂きましたがぎりぎりまでやっぱり納期がかかるということがあるものですからその辺はご理解いただきたいと思います。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 状況は分かりました。であれば、なんとなくその日に使う予定であるならばね、発注期間を早めるとかなんかそういう方法ってないものだろうか。そのへん余裕があるっていうかその今古いトラックも使うことができるからこういうゆう悠長なっていうか春になってから物が来るっていうか除雪機冬季間過ぎて物が入ってくるっていうそういうなんかちょっと一般的にはもったいない感じがしないでもないんですが、そういう検討はされたことはないんですか。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） あの、予算の計上ですね、どうしても年度単位での執行になるものですから、仮に冬まで間に合わせるとなれば前年度の予算を持って繰越をさせていただいた上で契約行為ということになろうかと思いますが、いずれにしても除雪トラックということで今回提出させて頂いておられますけども、現実的には提案内容でも説明したように夏場は道路補修用トラックとしても当然使用するということですので、除雪に限らないで通年通して使用する車両ということで考えておりますので、現行の除雪車両でも十分除雪はできるということもありますので今回このような執行をさせていただくことになっております。

今後についてはご提案のあった冬に間に合うような購入も可能かどうかとていうところは検討させていただきたいなというふうに考えております。

●議長（堀議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」の声）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第10、議案第32号、特別職の職員の給与に関する条例の改正する条例の制定についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。

- 総務課長（布施課長） ただいま、上程いただきました「議案第32号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」その提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。

人事院は、令和3年8月10日、国会及び内閣に対し、国家公務員の特別給の改定を報告するとともに、この報告を実現するため、「一般職の職員の給与に関する法律」のほか、関係する法律を改正することを勧告いたしました。

この勧告の内容は、令和2年8月から令和3年7月までの1年間における民間事業所での特別給の支給割合が、国家公務員の特別給の支給月数を下回ったことから、国家公務員と民間企業従業員の給与水準の均衡を図るため、国家公務員の特別給の支給月数を、0.15月分引き下げ、年4.30月分とするものであります。また、月例給については、公務と民間の令和3年4月分給与を調査したところ、民間給与との較差が極めて小さいことから改定は行わないとしております。

これを受け、内閣は、令和3年11月24日に公務員の給与改定に関する取扱いについてを閣議決定し、「人事院勧告どおり期末手当の支給月数を引き下げるものとするが、令和3年度分の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うものとする」としました。

この給与改定に係る関係法律の改正については、本年1月から開会されている第208回通常国会において、法律案を国会に提出し、4月6日付けで原案どおり可決・成立されたところであります。

この度の「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」については、国家公務員の給与の改定に関し勧告された期末手当の引下げ改定に準じて、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を、それぞれ0.15月分引き下げ、年間で4.30月分とし、令和3年度分の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額調整するために制定するものであります。また、この改定の内容については、去る4月25日に開催された「厚岸町特別職報酬等審議会」へ諮問し、同日付けでこの内容どおり改定することが適当であるとの答申をいただいているところであります。

続いて、改正条文の説明をいたします。条例案の説明は、議案書により行わせていただきますので、別に配付しております議案第32号説明資料の新旧対照表については、参考として、併せてご参照いただきたいと思います。

それでは、議案書15ページをご覧ください。始めに、第5条第2項の改正であります。本年6月以降に支給する期末手当について、期末手当の年間引下げ分である「100分の15」を6月と12月からそれぞれ均等に「100分の7.5」を減じて支給するため、町長、副町長及び教育長の「期末手当の額」を規定している第5条第2項中の期末手当基礎額に乗じる割合、「100分の222.5」を「100分の215」に改めるものであります。

次に、この条例の附則であります。附則第1項は、この条例の施行期日で、この条例は公布の日から施行するとするものであります。

附則第2項は、本年6月に支給する期末手当から令和3年度分の引下げに相当する額を減額して調整するための特例措置を定めるものであります。その内容は、本年6月に支給する期末手当の額から、令和3年12月に支給した期末手当の額に、その12月の期末手

当の支給割合である222.5を分母とし、引き下げる15を分子として、乗じて得た額を減じた額を、本年6月の期末手当の額とするものであります。

附則第3項は、附則第2項の特例措置に関し、同項に定めるもののほか条例の施行について必要な事項を規則で定めることとする委任規定であり、特例措置の計算によって生ずる1円未満の端数の処理方法等について規則で規定する予定であります。

なお、この改正による影響額については、町長、副町長及び教育長を合わせた年間の総額で、令和4年度の引下げ改定分が363,628円、令和3年度分の引下げに相当する額の減額調整分が363,628円の減額となります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

- 議長（堀議員） これより質疑を行います。

（「なし」の声）

- 議長（堀議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第11、議案第33号、厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。

- 総務課長（布施課長） ただいま、上程いただきました「議案第33号 厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」その提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。

本条例につきましては、先の議案第32号で説明いたしました、令和3年8月10日の人事院勧告における官民給与の較差を踏まえ、その均衡を図るための国家公務員の期末手当の支給割合の引下げ改定の内容に準じて、厚岸町議会議員の期末手当の支給割合を、0.15月分引き下げ、年間で4.30月分とするため制定するものであります。

また、この改定内容については、先の議案第32号と同様、去る4月25日に開催された「厚岸町特別職報酬等審議会」へ諮問し、同日付けでこの内容どおり改定することが適当であるとの答申をいただいております。

続いて、改正条文の説明をいたします。条例案の説明は、議案書により行わせていただきますので、別に配布しております議案第33号説明資料の新旧対照表については、参考として、併せてご参照いただきたいと思います。

それでは、議案書16ページをご覧ください。始めに、第10条第2項の改正であります。

本年6月以降に支給する期末手当について、期末手当の年間引下げ分である「100分の15」を6月と12月からそれぞれ均等に「100分の7.5」を減じて支給するため、議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の期末手当について規定している第10条第2項中の議員報酬の月額に乘じる割合、「100分の222.5」を「100分の215」に改めるものであります。

次に、この条例の附則であります。附則第1項は、この条例の施行期日で、この条例は公布の日から施行するとするものであります。

附則第2項は、本年6月に支給する期末手当から令和3年度分の引下げに相当する額を減額して調整するための特例措置を定めるものであります。その内容は、本年6月に支給する期末手当の額から、令和3年12月に支給した期末手当の額に、その12月の期末手当の支給割合である222.5を分母とし、引き下げる15を分子として、乗じて得た額を減じた額を、本年6月の期末手当の額とするものであります。

附則第3項は、附則第2項の特例措置に関し、同項に定めるもののほか条例の施行について必要な事項を規則で定めることとする委任規定であり、特例措置の計算によって生ずる1円未満の端数の処理方法等について規則で規定する予定であります。

なお、この改正による影響額については、全ての議員を合わせた年間の総額で、令和4年度の引下げ改定分が412,950円、令和3年度分の引下げに相当する額の減額調整分が41万2,950円の減額となります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

- 議長（堀議員） これより質疑を行います。

（「なし」の声）

- 議長（堀議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第12、議案第34号、厚岸町職員の給与に関する条例及び厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。

- 総務課長（布施課長） ただいま、上程いただきました「議案第34号 厚岸町職員の給与に関する条例及び厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」その提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。

本条例につきましては、先の議案第32号で説明いたしました、令和3年8月10日の人事

院勧告における官民給与の較差を踏まえ、その均衡を図るための国家公務員の期末手当の支給割合の引下げ改定の内容に準じて、職員の期末手当の支給割合を 0.15月分引き下げのため、及び新設した職を一般給料表等級別基準職務表に追加するため、制定するものであります。

なお、この期末手当の改正は、この人事院勧告及び第208回通常国会で可決・成立した「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」に準じた内容となっております。

続いて、改正条文の説明をいたします。この度の改正条例は、2条建ての構成としており、第1条が「厚岸町職員の給与に関する条例の一部改正」、第2条が「厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正」としてありますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

なお、条例の改正内容については、別に配付しております、議案第34号説明資料の新旧対照表により説明いたします。新旧対照表の1ページをご覧ください。

第1条は、「厚岸町職員の給与に関する条例の一部改正」であります。始めに、第16条の3第2項の改正であります。本年6月以降に支給する期末手当について、期末手当の年間引下げ分である「100分の15」を6月と12月からそれぞれ均等に「100分の7.5」を減じて支給するため、職員の「期末手当の額」を規定している第16条の3第2項中の期末手当基礎額に乗じる割合、「100分の127.5」を「100分の120」に改めるものであります。この改正により、期末手当と勤勉手当を合わせた年間の支給割合は、「100分の445」から「100分の430」となります。

また、会計年度任用職員の期末手当については、「厚岸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」で任期の定めが6か月以上の会計年度任用職員の期末手当について規定しており、職員の給与条例の本条の規定を準用すると規定していることから、その支給割合も、正職員と同様に「100分の127.5」から「100分の120」に改められることを申し添えます。

次に、第16条の3第3項の改正であります。本年6月以降に再任用職員に支給する期末手当について、期末手当の年間引下げ分である「100分の10」を6月と12月からそれぞれ均等に「100分の5」を減じて支給するため、再任用職員の「期末手当の額」を規定している第16条の3第3項中の期末手当基礎額に乗じる割合、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改めるものであります。この改正により、再任用職員の期末手当と勤勉手当を合わせた年間の支給割合は、「100分の235」から「100分の225」となります。

次に、別表第5の改正は、アの一般給料表等級別基準職務表に新規採用及び人事異動により新たに規定しておくべき基準となる職務を追加するもので、1級の項及び2級の項に「指導員」の職を、5級の項に「次長」の職を、それぞれ追加するものであります。

新旧対照表の2ページをご覧ください。続いて、第2条の「厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正」についてであります。改正の内容がこれまで説明いたしました第1条の「厚岸町職員の給与に関する条例の一部改正」における期末手当の改正の内容と同様でありますので、説明は省略させていただきます。

続いて、この条例の附則であります。議案書の18ページをご覧ください。附則第1項は、この条例の施行期日で、この条例は公布の日から施行するとするものであります。

附則第2項は、第1条の規定による改正後の厚岸町職員の給与に関する条例の規定のうち期末手当の支給割合以外の改正、すなわち別表第5に基準となる職務を追加する改正について、令和3年8月1日に遡及して実施することを定めているものです。

附則第3項は、本年6月に支給する期末手当から令和3年度分の引下げに相当する額を減額して調整するための特例措置を定めるものであります。その内容は、本年6月に支給する期末手当の額から、令和3年12月に支給した期末手当の額に、正職員及び会計年度任用職員にあっては、その12月の期末手当の支給割合である127.5を分母として、引き下げる15を分子とし、そして再任用職員にあっては、昨年12月の期末手当の支給割合である72.5を分母として、引き下げる10を分子とし、それぞれ乗じて得た額を減じた額を、本年6月の期末手当の額とするものであります。

附則第4項は、附則第3項の特例措置に関し、同項に定めるもののほか条例の施行について必要な事項を規則で定めることとする委任規定であり、特例措置の計算によって生ずる1円未満の端数の処理方法等について規則で規定する予定であります。

この改正による影響額については、企業会計を含めた全会計で約3,704万円の減額になると試算しております。なお、この改正の内容については、令和4年4月11日付け文書により、自治労厚岸町職員組合に申入れを行い、同月25日付け文書により、合意する旨の回答を得ているところであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。2番、石澤議員。

●石澤議員 今説明を受けたんですけども、このコロナ禍でね、特に住民と接している一般職の苦労とか精神的負担とかね、それはすごく大変で今もそれは変わってないと思うんですよね。で、これはあの国家公務員に準ずるってなってますが、地方公務員と国家公務員別ですよ。準ずる理由が何なのか。

それからあの本当に現場で働いてる人達の大変さ考えたら、減額じゃなくて増やしてもいいくらいだと思うんですが、何でこうなったのかなど。国のあれでって言うんですが、そのへんがちょっと納得いかないんですけどもどうなんでしょうか。

●議長（堀議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） 地方公務員の給与につきましては、地方公務員法の中で職員の給与は、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業者の従事者の給与を考慮して定めなければならないとされております。その中でですね、人事委員会を持つ都道府県や市では人事委員会で決められますけども、その他の市町村では人事院の勧告をもとに給与改定を行なうということを行なっております。

これまでも給与の改定は人事院の勧告に基づいて行なっておりますので今年度も同じような形で人事院の勧告に沿った形で行うとしたものであります。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 あの通常ね、何もなければいいですよ。でも、今回コロナで、びっちり職員大変な思いしてますよね職員の方々。しかも保育所もそうですしそれから消防の職員にしてもそうですけども、本当にそのコロナを感染させないそれからどういうふうにしたらいいかとあって、しかも自分たちの行動制限までしながら対応してってくれてますよね。その方達に対して期末手当の減額っていうのはなんとも納得いかないんです。もう少しなにかの工夫が、今回、勧告来てるのでできないって言えば仕方ないのかもしれないんですけども、それにしてもなんともこの今回の議案に対しては納得いかないなと思います。

であの職員組合との話し合いもあったと思うんですけども、それもあのもう少しどういう状態で話し合われてね、文書で回答を得たという話でしたけれども、負担の割合っていうのは今までの給料の改定とはまったく違ってたっていうことを含めてね、もう一度考え直すことも必要なんじゃないかなと思うんですがいかがですか。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 私のほうからちょっと答弁させていただきたいと思います。議員おっしゃられるように町長以下職員については新型コロナウイルスの感染症が発生して以来、ひどい時は土日休まず町長含めてその出勤してその対策を行ってきたところで、心情としては議員仰ること十分理解してるつもりでございます。しかしながら公務員だけが大変な思いをしてるかという部分では民間と方々も同様の思いはされているのではないかというふうに考えております。先ほど総務課長が申しあげました人事院勧告については、公務員の給料についてはあくまでも公務員とその民間の格差是正という部分もございまして、実際に比較した場合にですね、期末手当に1.3の差が生じていたと。ただ、人事院勧告については0.5単位で行われていますので、昨年12月、本来であれば昨年12月に行われるべきであった部分について0.15月分を減額するというようなことになってございました。その分を、遡及ではなく今後の期末手当から調整するというところで今回提案をさせて頂いております。説明の中でもありますように職員組合とはあの数度にわたって説明をさせて頂き大変な思いをされてる中で納得をしていただいているということでございますのでご理解をいただきたいと思います。

また厚岸町は、基本的に人事院勧告に基づきまして、上げる時は速やかに上げるという措置も取ってございまして、そのへんも含めてご理解をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 それは確かに分かります。民間のほうも大変なのは分かります。民間も頑張ってますよね。ただ公務員の給料が下がることで民間の企業も下がっていくこともあるんですよ。それも含めてちょっともう少しきちっと考えて欲しかったんだと思います。

それと、会計年度任用職員の方は職員組合に入ってるんですか。その方達の意見はどうなったんですか。

●議長（堀議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） お答えさせていただきます。人事院勧告は民間との格差というところでは、その格差を下げないということになると、私どももそこらへんの説明を町民にもできないということにもなります。今まで人事院勧告に沿って行ってきたことでもありますので、そちらは今回は下げるという判断を町でもしたところであります。会計年度任用職員は、職員組合には入っておりません。以上です。

●議長（堀議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」の声）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（発言するものあり。）

●議長（堀議員） 石澤議員、討論ありますか。

（「ありません」の声あり。）

●議長（堀議員） 異議がありますのでこれより起立による採決を行います。お諮りいたします。本案に賛成の議員の起立を求めます。

●議長（堀議員） よろしいです。出席議員数12人。そのうち起立者数10人。起立多数であります。よって、本案は可決されました。

●議長（堀議員） 以上で本臨時会に付議された議案の審査は全部終了しました。よって、令和4年厚岸町議会第2回臨時会を閉会します。

午前11時15分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和4年5月13日

厚岸町議会

議 長

---

署名議員

---

署名議員

---